

令和2年11月24日（火）法務大臣記者会見（抜粋）

記者：

今回、国連の恣意的拘禁作業部会が、我が国におけるカルロス・ゴーン被告人に対する措置が恣意的拘禁に当たる旨の意見書を発表しました。これに関して大臣の御所見をお願いいたします。

大臣：

御指摘の意見書が公表されたことについては承知をしているところでございます。

我が国の刑事司法制度であります。個人の基本的な人権を保障しつつ、事案の真相を明らかにするために適正な手続を定めて適切に運用されており、そのような制度の下で行われたゴーン被告人に対する我が国の措置は、恣意的拘禁に該当しないと考えております。

それにもかかわらず、今般、我が国の刑事司法制度を理解せず、ゴーン被告人側の一方的な主張のみに依拠した、明らかな事実誤認に基づく意見書が公表されたことは極めて遺憾であり、到底受け入れることはできません。

そのため、政府として、同作業部会に対し、異議申立てを行ったところでございます。

今後も可能な範囲で同作業部会に情報提供を行い、事実誤認を正していくところでございます。